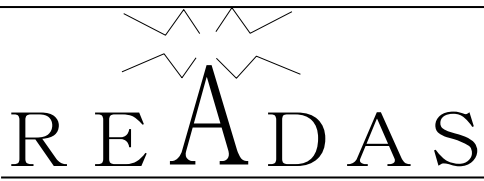


第 6082 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年11月14日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

信用調査会社の調査切符

Q：取引先の信用調査をするため、信用調査会社の調査切符を購入しました。未使用分は、決算時に短期前払費用として処理することができますか？

A：できません。貯蔵品等として資産計上が必要です。

【解説】

前払費用とは、一定の契約に基づき継続的に役務の提供を受けるために支出した費用のうち、事業年度終了時点でまだ提供を受けていない役務に対応するものをいいます。前払費用は、通常損金経理が認められませんが、支払った日から1年以内に提供を受ける役務に係るものを支払った場合には、継続適用を要件として、支出事業年度に損金算入が認められています。これを短期前払費用とといいます。

しかし、信用調査会社の調査切符は、継続的に役務の提供を受けるものではなく、必要に応じて調査を依頼する性質のものですから、短期前払費用には該当しません。むしろ商品券の性格に似ており、調査切符を使用した時（調査という役務の提供を受けた時）に、損金算入が認められるものですから、それまでは貯蔵品として資産に計上しなければなりません。

したがって、決算期末において未使用分がある場合は、貯蔵品等としてなければなりません。

